

国民健康保険税の一部が改正されます。

① 賦課限度額の引上げ

社会保障と税の一体改革のもと、被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税軽減を図るため、令和元年度から国民健康保険税の賦課限度額が引上げとなります。

	賦課限度額		
	改正前 (～平成30年度)	改正後 (令和元年度～)	引上げ額
医療給付費分	58万円	61万円	3万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円	なし
介護納付金分	16万円	16万円	なし
合計	93万円	96万円	3万円

② 国民健康保険税軽減対象世帯の拡大

低所得者に対する保険税軽減の見直しでは、物価上昇などの経済動向を踏まえ、5割軽減と2割軽減の軽減判定基準額を引上げ、対象世帯を拡大しました。

	軽減判定基準	
	改正前 (～平成30年度)	改正後 (令和元年度～)
5割軽減	33万円+ <u>27万5千円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	33万円+ <u>28万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
2割軽減	33万円+ <u>50万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	33万円+ <u>51万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

上記①と②の該当世帯については、令和元年度分の国民健康保険税から計算されます。

保険証の【有効期限】は、7月31日までです。

国民健康保険被保険者証の有効期限は、昨年から7月31日へと変更になっております。新しい保険証は、7月中に郵送する予定となっておりますので、新しい保険証が届きましたら、古い保険証は、ご自分で破棄していただくようお願いいたします。

【お問い合わせ先】 保健福祉課保健福祉グループ 国保・後期高齢者医療係
電話：0146-47-2113 担当：村本・中屋